

令和8年4月9日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、北海道ロード株式会社に対し、同社及び同社代表取締役が高圧ガス保安法及び液化石油ガス保安規則違反により、北見簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことから、指名停止1か月の措置を行いました。

(「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当)

北海道ロード株式会社及び同社代表取締役は、自社の作業車に液化石油ガスを積載し、北見市内の工事現場に移動中、その積載方法及び移動方法について経済産業省令で定める技術上の基準に従っていなかったため、高圧ガス保安法及び液化石油ガス保安規則違反により、令和8年2月9日、北見簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
北海道ロード株式会社	北見市北斗町3-8-4

2. 指名停止措置期間：令和8年4月9日～令和8年5月8日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 本田 光弘（内線 5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 蘆野 大士（内線 5482）

事業振興部 工事管理課 上席専門官 水野 史朗（内線 5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

